平成２６年（フ）第３３２号
神戸市須磨区離宮前町２丁目８番12―305号、開始決定時の住所神戸市須磨区大手町１丁目１番28―505号
破産者　三宅かず子
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２０号
兵庫県姫路市西今宿８丁目１番20号、従前の住所兵庫県姫路市御立中１丁目４番６号
破産者　姫路機材産業こと　舟引　　悟
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１６１号
兵庫県加古川市尾上町養田２丁目１番地フェリーチェ尾上106号、従前の住所兵庫県西宮市中須佐町５番５号
破産者　山田良太郎こと　呉　　相文
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１号
長崎県南島原市布津町乙1938番地
破産者　松本　恵美
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
熊本県八代市大村町934番地１
破産者　塚田　和江
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１６５８号
横浜市旭区本村町105番地　ラテール旭301
破産者　坂下　尚弘
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６１３号
横浜市神奈川区神之木町２番46号　中司ビル305号
破産者　高野　恵子
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８号
静岡県賀茂郡松崎町松崎291番地の２
破産者　岡田　　清
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第５０号
静岡県賀茂郡松崎町松崎291番地の２
破産者　岡田　幸子
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第３号
京都府京丹後市峰山町織元26番地
破産者　山口　　正
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第１８号
京都府舞鶴市矢之助町７番地９、開始決定時の住所京都府舞鶴市字木ノ下179番地１
破産者　嘉陽美奈子
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
兵庫県芦屋市親王塚町４番５―401号
破産者　平野　鴻二
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７０号
兵庫県尼崎市神田中通３丁目80番地ダイシンマンション502号
破産者　山田工務店こと　山田　哲也
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

免責許可決定

平成２６年（フ）第１６７号
栃木県宇都宮市南町11番10号
破産者　髙橋　由美
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７９号
栃木県宇都宮市若草３丁目18番１号　グランメゾンＢ105
破産者　落合　秀宣
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８２号
栃木県宇都宮市中央本町１番10号、前住所埼玉県さいたま市南区南本町２丁目21番９―405号
破産者　鈴木　未穂
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５９号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目37番７号　武本方
破産者　山崎達也こと　金　　成愚
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６５号
兵庫県西宮市大社町11番84号
破産者　野口　　繁
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９５号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町１番27―810号
破産者　吉岡　康吉
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９６号
兵庫県尼崎市南竹谷町２丁目55番地
破産者　佐伯　　昇
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２６号
兵庫県芦屋市大東町16番３―201号
破産者　黒田　耕二
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２７号
兵庫県芦屋市大東町16番３―201号
破産者　黒田　　稔
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係